

(別紙)

## 定期監査の結果に関する措置状況

※指摘事項の ( ) 内が報告書の該当ページとなります。併せてご確認ください。

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
支払時期 (3 ページ)	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。 (文京区立誠之小学校給食調理業務委託等)	今後は、検査完了後、請求状況の確認を徹底し、請求が遅れている場合は受託者へ速やかに提出するよう求めてまいります。	学務課
	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。 (音羽育成室運営業務委託等)	契約書類の手続き不備や請求書催促の徹底不足等により、支払い時期が遅延していたことについて、改善策を令和2年度中に課内で協議し、遅延解消に取り組んでおります。	児童青少年課
	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。 (プログラミング教室(中学生)実施委託等)	事業者へは請求書の速やかな提出を事前に指導し、提出が遅れている事業者に対しては督促を徹底して行い、検査完了後から支払いまでの期間が2か月以下になるよう措置を行いました。	教育センター
廃棄物処理の委託契約 (5 ページ)	受託者は契約日において許可期間が既に終了している収集運搬業許可証の写しを契約書に添付しており、契約の際に所管課はその確認を怠っていた。なお、収集運搬作業時には有効な許可証を保有していた。 廃棄物の収集運搬及び処分に係る業務委託に当たっては、許可証の内容等を厳格にチェックするなど法令の規定に則り委託業務が行われるよう契約事務を適正に行われたい。	廃棄物処理の契約時の注意点のチェックシートを作成し、契約時には特段の注意を払って、処理を行うよう措置を行いました。	教育センター

<p>検査の実施時期 (8～9 ページ)</p>	<p>検査の実施は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条及び契約約款に基づき履行完了の通知を受けた日から10日以内に行う必要がある。</p> <p>「オリンピック・パラリンピックの一日校長先生」JFA ころのプロジェクト「夢の教室」事業の委託 523,900 円については、令和3年1月29日に事業が完了し、その日から10日以内に検査を行うべきところ、委託契約期間満了日の令和3年3月31日に検査を行うものと誤認し、事業完了後、検査の実施まで2か月以上を要した。</p> <p>検査の遅れは支払の遅れにつながることから、法令及び契約内容を正しく理解した上で適正な時期に検査を行われたい。</p>	<p>指摘以後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び契約約款に則り、履行確認後、速やかに検査を実施しています。</p>	<p>教育指導課</p>
<p>契約変更 (9 ページ)</p>	<p>文京区立図書館協力車運行等業務委託 15,048,000 円については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全図書館を休館としたため、令和2年4月9日から5月25日までの間、仕様書に規定した業務内容に基づく協力車の運行がなく、運行実績を示す業務報告書等も受領していなかった。契約内容を変更する場合は、双方協議の上、契約変更の手続を行う必要があるが、この期間においては、仕様書と異なる業務内容及び業務量により業務を行うことを事業者と所管課が口頭で合意し実施した。その際に所管課は、契約変更手続を行っていないにもかかわらず、業務内容を変更した期間において、仕様書で定める本来の業務の履行を確認せずに検査証を作成し、請求書に基づき契約書で定める委託料を支出している。</p> <p>契約確定後の事情変更による契約内容の変更に当たっては、事業者と十分に協議を行い、業務内容に応じた見積書を改めて徴取するなど協議結果に基づき契約変更手続を行い、履行を確認した上で支出すべきである。適正な契約手続の確保について内部統制を強化するとともに、契約事務に関する職員への指導の徹底を図られたい。</p>	<p>今後は、必要な契約変更手続を行うなど適切に対処いたします。また、適正な契約手続の確保について内部統制を強化するとともに、契約事務に関する職員への指導を徹底いたします。</p>	<p>真砂中央図書館</p>